

議案第30号

寒川町町税条例の一部改正について

寒川町町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月29日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、条文の整備を図るため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第8項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例附則第8項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(制定附則) 附 則 1～7 (略)</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)</p> <p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税</u>については、<u>法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p>9～25 (略)</p>	<p>～略～</p> <p>(制定附則) 附 則 1～7 (略)</p> <p>(令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)</p> <p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 号)附則第21条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税</u>については、<u>法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p>9～25 (略)</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(改正附則) 附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の寒川町町税条例附則第8項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。</u></p>